

〈別紙〉

受講の免除を受けることができる者	講習科目
<p>1. 第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる者</p> <p>2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたものの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行なわれたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行なわれたものを含む。）を修了した者</p> <p>3. 職業能力開発促進法施行規則別表第12の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具制作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者（機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具制作に係る1級又は2級の技能検定にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4. 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>木材加工用機械作業の方法に関する知識</p>
<p>林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法（昭和39等法律第118号）第36条第1項第1号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>